

違法駐車取締りが 変わりました

①車両の使用者などを対象とした放置違反金の制度が導入されました。

放置駐車違反をおこなった運転手の責任が追及できない場合には、その車両の使用者に対して違反金の納付が命令されます。

②放置違反金を納付しないと車検拒否、滞納処分となります。

放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、車検手続きが完了できなくなります。また、滞納処分による強制徴収の対象となります。

③悪質・危険、迷惑性の高い違反に重点を置き、短時間の放置駐車違反も取締りの対象になります。

放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。また、放置車両の確認事務を民間に委託することとなり、駐車監視員による放置車両の確認と確認標章の取り付け作業が行われます。

④放置違反金納付命令を繰り返し受けた場合は車両の使用制限が命令されます。

車両の使用者が、同一車両で放置違反金納付命令を繰り返し受けた場合は一定期間（3ヶ月を超えない期間）車両の使用制限が命令されます。

住宅用火災警報器の設置 が義務づけられました！

新築の住宅等

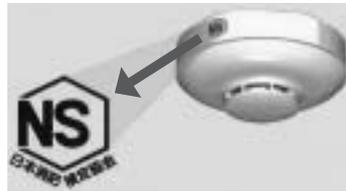
平成18年6月1日から

既存の住宅等

市町村条例より施行時期が定められます。

●住宅用火災警報器の購入の仕方

防災設備取扱店などで購入できます。鑑定マークが付いているものを選びましょう。



●悪質な訪問販売等に十分注意！！

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

一例

●「点検も義務付けられている。」と事実を偽って販売する。

●消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する。

（消防署が販売することはありません。）

■お問い合わせ先

北留萌消防組合消防署

幌延支署

情報 インフォメーション

情報 インフォメーション

第36回ほろのべ 名林公園まつり

【期間】 8月12日・13日

【会場】 山村広場

今年は「仮面ライダーカブト」がやってくる！

歌謡ショーは2名出演



神野 美伽

南 かなこ

ダウン・ザ・テッシーオーペツ2006 兼第9回北海道 カヌーツーリング大会

【とき】

7月14日(金)～18日(火)

【ところ】

新名寄市：風連20線カヌーポート→天塩町：河川公園

※幌延通過は

7月18日(火) 8:00

天塩大橋→サロベツ川合流点→天塩町河川公園です！